

競争入札等参加資格審査 申請書類作成の手引き

建設工事

令和5・6年度

(随時申請)

向^む 日^こ 市^う

I 申請資格について

申請を行うには、次のいずれにも該当する者でなければなりません。

また、建設工事競争入札等参加資格審査申請を行うまでに、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める「経営に関する客観的事項の審査（審査基準日が本市入札参加資格審査申請日前1年7か月以内であること。以下「経審」という。）」を受けた者でなければなりません。

- ① 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- ② 個人の場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ③ 申請日現在において、市区町村税を滞納していないこと。
- ④ 申請日現在において、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 申請日現在において、向日市が発注した建設工事に関して債務不履行がないこと。
- ⑥ 経審において選択した直前2年又は3年の営業年度において完成工事高があること。
- ⑦ 本市から、向日市暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するとして、入札参加除外措置を受け、受付期間内において除外期間中の者でないこと。また、その者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

II 申請書類の説明

1 申請書のとじ方

クリップ止めで提出（ファイルに綴じない）。
提出方法は「申請要綱」をご確認ください。

2 提出書類一覧表（建設工事）

○…必要

×…不要

△…該当する場合に必要

書類	提出書類	法人	個人	提出書式	部数	注意事項
1	共通様式	○	○	様式 1	1	押印不要
2	競争参加資格希望工種表	○	○	様式 2-1	1	希望業種は3業種まで 許可区分の記載について、一般建設業は「1」、 特定建設業は「2」と記載すること
3	営業所一覧表	△	△	様式 2-2	1	押印不要 委任先がない場合は提出不要
4	経営規模等評価結果通知書 (総合評定値通知書)	○	○	写し	1	申請日前1年7か月以内にあること。
5	市区町村税納税証明書 (市民税・法人市民税について滞納がないことの証明書)	○	○	写し可	1	非課税の場合も必要
6	消費税及び地方消費税につき滞納がないことの証明書 (その3)	○	○	写し可	1	非課税の場合も必要 法人はその3の3、個人はその3の2でも可
7	委任状	△	△	様式 3	1	押印不要 委任先がない場合は提出不要
8	商業登記簿謄本、履歴事項証明書又は現在事項証明書	○	×	写し可	1	

9	身分証明書	×	○	写し可	1	
10	誓約書	×	○	様式4	1	押印不要
11	建設業許可通知書又は建設業許可証明書	○	○	写し可	1	
12	監理技術者名簿	△	△	様式5	1	
13	申請書類調書	○	○	別紙1	1	
14	審査結果通知書	○	○	別紙2	1	
15	返信用封筒	○	○	長形3号	1	宛名記入(84円切手貼付)のこと

(注) 事業協同組合として申請する場合は、上記書類のほかに組合員名簿が必要です。

※ 詳細は申請書類作成の手引きをご参照ください。

3 記入要領等

書類1	共通様式
書類2	競争参加資格希望工種表
書類3	営業所一覧表
書類4	経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)
書類5	市区町村税納税証明書 (滞納がないことの証明書)
書類6	消費税及び地方消費税につき滞納がないことの証明書(その3)
書類7	委任状

- ・書類1から7までは、総務省標準様式の「記載要領」をご確認ください。
- ・書類2について、**希望する業種は3業種**までとしてください。
- ・書類5について、契約を締結する営業所等が所在する市区町村で証明を受けてください。

書類8	商業登記簿謄本、履歴事項証明書又は 現在事項証明書	(法人のみ提出)
-----	------------------------------	----------

- ・1部提出してください。(写し可)
- ・法務局で発行しています。

書類9	代表者の「身分証明書」	(個人のみ提出)
-----	-------------	----------

- ・1部提出して下さい。(写し可)
- ・本籍地の市区町村にて発行しています。

書類 1 0	誓約書	(個人のみ提出)
--------	-----	----------

- ・申請時に破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である等、虚偽の申請があった場合は、競争入札等に参加することはできません。

書類 1 1	建設業許可通知書又は建設業許可証明書
--------	--------------------

- ・1部提出してください。(写し可)
 - ・本申請時に許可更新申請中の場合は、監督官庁の受付印のある「申請書」(写し)又は「受領書」(写し)を提出してください。
- ※本申請の有効期間内に許可の更新があった場合は、必ず**建設業許可通知書**又は**建設業許可証明書**(写し可)を提出してください。

書類 1 2	監理技術者名簿	(該当者のみ)
--------	---------	---------

この名簿は、土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事、鋼構造物工事、舗装工事、造園工事の7業種を申請される方で特定建設業の許可を有する方のみ提出してください。

- ・「書類 18 経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)」に対応する申請に提出した「技術職員名簿(様式 25 号 11 別紙 2 20005 帳票)」の写しを監理技術者名簿とすることも認めます。
- ・「監理技術者資格者証交付番号」の欄
指定建設業監理技術者資格者証の交付番号を記入してください。
- ・記入欄が不足する場合
人数に合わせて用紙を増刷してください。なお、「提出枚数」の欄に総提出枚数を記入し、その右の欄に通し番号を記入してください。
なお、「別紙記載のとおり」と記入して、任意の様式を添付しても結構です。
- ・資格区分が不足する場合
適宜下の枠の部分に記入してください。

書類 1 3	申請書類調書
--------	--------

- ・※欄のみ記入してください。

書類 1 4	審査結果通知書
--------	---------

- ・太線内のみ記入してください。

書類 1 5	返信用封筒
--------	-------

- ・宛名を記入し、返信用 8 4 円切手を貼付してください。

別表1 「資格区分表」

	コード	資格区分
建設業法	111	一級建設機械施工技士
	113	一級土木施工管理技士
	120	一級建築施工管理技士
	127	一級電気工事施工管理技士
	129	一級管工事施工管理技士
	133	一級造園施工管理技士
建築士法	137	一級建築士
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）
	142	〃 「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼鉄構造及びコンクリート」）
	143	農業「農業土木」・総合監理（農業「農業土木」）
	144	電機・電子・総合技術監理（電機・電子）
	145	機械・総合技術監理（機械）
	146	機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」・総合技術監理（機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」）
	147	水道・総合技術監理（水道）
	148	水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（水道「上水道及び工業用水道」）
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
	150	林業「林業」・総合技術監理（林業「林業」）
	151	〃 「森林土木」・総合技術監理（「林業「森林土木」）
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
	153	〃 「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
	154	〃 「廃棄物処理」又は「汚物処理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物処理」）
建設業法	901	大臣認定 法第15条第2号ハ該当（土木工事業）
	902	大臣認定 法第15条第2号ハ該当（建築工事業）
	908	大臣認定 法第15条第2号ハ該当（電気工事業）

	9 0 9	大臣認定 法第 15 条第 2 号ハ該当 (管工事業)
	9 1 1	大臣認定 法第 15 条第 2 号ハ該当 (鋼構造物工事業)
	9 1 3	大臣認定 法第 15 条第 2 号ハ該当 (ほ装工事業)
	9 2 3	大臣認定 法第 15 条第 2 号ハ該当 (造園工事業)

00	国土交通大臣 (建設大臣)	01	北海道知事	02	青森県知事	03	岩手県知事
04	宮城県知事	05	秋田県知事	06	山形県知事	07	福島県知事
08	茨城県知事	09	栃木県知事	10	群馬県知事	11	埼玉県知事
12	千葉県知事	13	東京都知事	14	神奈川県知事	15	新潟県知事
16	富山県知事	17	石川県知事	18	福井県知事	19	山梨県知事
20	長野県知事	21	岐阜県知事	22	静岡県知事	23	愛知県知事
24	三重県知事	25	滋賀県知事	26	京都府知事	27	大阪府知事
28	兵庫県知事	29	奈良県知事	30	和歌山県知事	31	鳥取県知事
32	島根県知事	33	岡山県知事	34	広島県知事	35	山口県知事
36	徳島県知事	37	香川県知事	38	愛媛県知事	39	高知県知事
40	福岡県知事	41	佐賀県知事	42	長崎県知事	43	熊本県知事
44	大分県知事	45	宮崎県知事	46	鹿児島県知事	47	沖縄県知事

表 2 「大臣・知事コード」一欄表